

横浜市技能文化会館の指定管理者の指定の手続に関する要綱

平成17年7月19日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、横浜市技能文化会館条例第5条に規定する横浜市技能文化会館(以下「技能文化会館」という。)の指定管理者の指定を公平かつ適正に実施するための手続について定める。

(募集)

第2条 市民局長は、指定管理者になろうとする法人その他団体等(以下「法人等」という。)に技能文化会館の管理運営を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示して公募しなければならない。

- (1) 技能文化会館の概要
- (2) 応募の資格(以下「応募資格」という。)
- (3) 応募を受け付ける期間(以下「受付期間」という。)
- (4) 選定の基準及び手順
- (5) 管理の基準
- (6) 管理業務の範囲及び具体的内容
- (7) 利用料金に関する事項
- (8) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間(以下「指定期間」という。)
- (9) 次条各号に掲げる書類の内容
- (10) その他市民局長が必要と認める事項

(応募)

第3条 法人等は、次に掲げる書類を、受付期間内に市民局長に提出しなければならない。

- (1) 指定申請書
- (2) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあつては、当該法人の登記簿謄本
- (4) 指定申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度及び前々事業年度の収支計算書及び事業報告書
- (5) 当該技能文化会館についての事業計画書
- (6) 当該技能文化会館の管理に関する業務の収支予算書
- (7) 事業内容のパンフレット等法人等の概要がわかるもの
- (8) その他市民局長が必要と認める書類

(技能文化会館指定管理者審査委員会)

第4条 市民局長は、指定管理者の選定にあたって意見を聴くため、横浜市技能文化会館指定管理者審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。

2 審査委員会は5人以内の者をもって組織する。

3 前各号に定めるもののほか、審査委員会の組織及び運営に関し必要な事項は別に定める。

(選定方法及び選定基準)

第5条 市民局長は、第3条に掲げる書類を提出した法人等(以下「応募者」という。)のうちから、別に定める業務の基準を達成し、かつ、次に掲げる選定の基準に照らし、技能文化会館の管理を行うに最も適当と認める応募者を、指定管理者の候補者(以下「指定管理者候補者」という。)として選定するものとする。

(1) 基本となる方針(施設の理念と使命、会館の基本方針)

(2) 技能文化会館の運営に関する基準(開館日、利用料金、運営体制等)

(3) 技能文化会館の維持管理に関する基準(保守管理、環境維持業務等)

(4) 技能職の振興のための取り組みが図られていること。

(5) 雇用による就業の機会の確保のための取り組みが図られていること。

(6) 勤労者の福祉の増進及び文化の向上のための取組が図られていること。

(7) その他技能文化会館の設置の目的を達成するための取り組みが図られていること。

2 市民局長は、前項の選定にあたっては、前条に定める審査委員会の意見を聴くものとする。

(選定結果の通知)

第6条 市民局長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果を応募者に通知しなければならない。

(再度の選定)

第7条 市民局長は、前条の規定による通知をした後、指定管理者候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不相当と認められる事情が生じ、指定管理者の候補者を選定しなおす必要性が生じたときは、応募者(指定管理者候補者を除く。)の中から再度第5条の規定により指定管理者の候補者を選定しなければならない。

(指定議案の提出)

第8条 市民局長は、指定管理者候補者を選定したときは、速やかに指定管理者の指定議案を議会へ提出する手続きをとるものとする。

(指定管理者の指定)

第9条 市民局長は、地方自治法第244条の2第6項の規定による議会の議決があったときは、当該議決に係る指定管理者候補者を指定管理者に指定する。

(協定の締結)

第10条 指定管理者候補者は、指定管理者の指定を受けるときは、市民局長と技能文化会館の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 利用の許可等に関する事項
- (3) 第3条第5号の事業計画書に記載された事項
- (4) 利用料金に関する事項
- (5) 本市が支払うべき経費に関する事項
- (6) 施設内の物品の所有権の帰属に関する事項
- (7) 減免の取扱に関する事項
- (8) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (9) モニタリング及び事業報告に関する事項
- (10) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (11) 損害賠償に関する事項
- (12) その他市民局長が必要と認める事項

附則

この要綱は、平成17年7月19日から施行する。